

(前のページより続き)

(資 料)

閣議決定等事項

(公 告)

諸事項

官庁

財団、法人設立許可取消処分、建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

特殊法人等

住宅型式性能認定関係

地方公共団体

公債抽せん(東京都区)、職員の免職処分、教育職員免許状失効関係
会社その他

省 令

○文部科学省令第四十号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号)第五十七条の八第四項の規定に基づき、核原料物質の使用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十二月二十六日

文部科学大臣 伊吹 文明

核原料物質の使用に関する規則の一部を改正する省令

核原料物質の使用に関する規則(昭和四十三年総理府令第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号イ②中、「第一条第六号」を、「第一条第七号」に、同号八中、「同条第五号の二」を「同条第六号」に改める。

附 則

この省令は、平成十九年一月一日から施行する。

○文部科学省令第四十一号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号)第五十七条の五の規定に基づき、核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十二月二十六日

文部科学大臣 伊吹 文明

核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する省令

核燃料物質の使用等に関する規則(昭和三十三年総理府令第八十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中、「第十四条」を「第十七条」に改める。

附 則

この省令は、平成十九年一月一日から施行する。

○文部科学省令第四十二号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号)第三十五条第一項の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十二月二十六日

文部科学大臣 伊吹 文明

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和三十三年総理府令第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中、「第十四条」を「第十七条」に改める。

附 則

この省令は、平成十九年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第九十五号

食品衛生法(昭和二十二年法律第百三十三号)第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十二月二十六日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則(昭和三十三年厚生省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第三百六十一号を第三百六十四号とし、第二十四号から第三百六十号までを三号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の三号を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第九号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)第七条の規定に基づき、特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十二月二十六日

経済産業大臣 甘利 明

特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定商取引に関する法律施行規則(昭和五十一年通商産業省令第八十九号)の一部を次のように改正する。

第七条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とする。

第七条第四号の次に次の一号を加える。

五 訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結するに際し、次に掲げる書面であつて購入者又は役務の提供を受ける者(以下この号において「購入者等」という。)が生命保険に関する契約又は生命共済に関する契約(以

下「生命保険契約等」という。)の被保険者又は被共済者(以下「被保険者等」という。)となることに同意する旨記載されているもの(当該生命保険契約等についての同意に関する事項が赤枠の中に日本工業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの赤字で記載されており、かつ当該売買契約又は役務提供契約に関する署名又は押印とは別に当該生命保険契約等に関する署名及び押印をする欄が設けられているものを除く。)に、当該購入者等の署名又は押印をさせること。

イ 法第四条又は法第五条の規定により交付する書面

ロ 第三者が販売業者又は役務提供事業者に当該売買契約に係る商品若しくは権利の代金若しくは当該役務提供契約に係る役務の対価(以下「代金等」という。)を交付することを条件として購入者等が当該第三者に当該代金等に相当する額を支払う旨を記載した書面又は購入者等が代金等の全部若しくは一部に充てるための金銭を借り入れる旨を記載した書面

附 則

この省令は、平成十九年一月十五日から施行する。

○経済産業省令第一百十号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第三条第一項の規定に基づき、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十二月二十六日

経済産業大臣 甘利 明

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第五号中(国際出願法第三条第一項の規定による経済産業省令で定める外国語による国際出願を除く。)を削り、同条第五十九号中「第十条の二第二項」を「第十条の二第二項本文」に改める。